

令和元年9月30日

労災保険指定医療機関 各位

埼玉労働局労働基準部労災補償課長

労災診療費算定基準の一部改定について

平素より、労災補償行政の運営につきましては特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび健康保険法の規定による診療報酬点数表の改正（令和元年厚生労働省告示第85号）が行われたことに伴い、労災診療費算定基準の一部が下記のとおり改定され、令和元年10月1日以降の診療に係るものから適用することとなりましたので、ご連絡申し上げます。

なお、改正点は下記のとおりです。

記

1 初診料の改正（労災特例）

- ① 初診料 3,760円→3,820円（+60円）
- ② 初診料（同一日の2つ目の診療科） 1,880円→1,910円（+30円）

2 再診料の改正（労災特例）

- ① 再診料 1,390円→1,400円（+10円）
※一般病床の病床数200床未満の医療機関及び一般病床の病床数200床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において再診を行った場合に算定できるものとする。
- ② 再診料（同一日の2つ目の診療科） 690円→700円（+10円）

労災診療費算定基準が改定され、令和元年10月からの被災労働者の診療に適用されます

労災診療費算定基準が令和元年9月20日に改定され、令和元年10月1日からの労災診療費の算定に適用されます。

今回の改定は、消費税率の引き上げに伴うものであり、変更点は、次の2点です。

(1) 初診料の引上げ

3,760円 → 3,820円

※健保点数表(医科に限る。)の初診料の注5のただし書に該当する場合(上記の初診料を算定できる場合を除く。)の初診料については、1,880円から1,910円に引き上げ。

(2) 再診料の引上げ

1,390円 → 1,400円

※健保点数表(医科に限る。)の再診料の注3に該当する場合の再診料については、690円から700円に引き上げ

労災診療費算定基準全体については、厚生労働省ホームページ
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo_ukijun/rousai_shinryouhi/kaitei.html) に掲載しています。

労災診療費の改定についての問い合わせ先はこちら
埼玉労働局労働基準部労災補償課診療費担当部門(TEL048-826-6717)